

大谷大学短期大学部学則 一部改正

【提案趣旨】

2018年4月、大谷大学に教育学部教育学科幼児教育コースを新設することに伴い、大谷大学短期大学部幼児教育保育科の、2019年度以降の学生募集を停止する。

幼児教育保育科は、1966（昭和41）年4月に設立され、これまで多くの保育者を輩出してきた。しかしながら、保育者の資質向上や専門性の高度化が社会的に要請されている昨今の状況に鑑み、保育者養成のさらなる充実を図るため、幼児教育保育科の理念や役割を発展させて、2018年4月からスタートする大谷大学教育学部教育学科幼児教育コースへと統合する。

改 正	現 行																								
(1950年3月14日制定) 最近改正 <u>2017年10月20日</u>	(1950年3月14日制定) 最近改正 <u>2017年3月22日</u>																								
(省略)	(省略)																								
(学科及び学生定員) 第4条 本学に次の学科を置く。 幼児教育保育科	(学科及び学生定員) 第4条 本学に次の学科を置く。 幼児教育保育科																								
(省略)	(省略)																								
3 学科の収容定員は、次のとおりとする。	3 学科の収容定員は、次のとおりとする。																								
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">定 員</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学 科</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼児教育保育科</td> <td style="text-align: center;"><u>0名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0名</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;"><u>0名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0名</u></td> </tr> </tbody> </table>	定 員	入学定員	収容定員	学 科			幼児教育保育科	<u>0名</u>	<u>0名</u>	計	<u>0名</u>	<u>0名</u>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">定 員</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学 科</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼児教育保育科</td> <td style="text-align: center;"><u>80名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>160名</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;"><u>80名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>160名</u></td> </tr> </tbody> </table>	定 員	入学定員	収容定員	学 科			幼児教育保育科	<u>80名</u>	<u>160名</u>	計	<u>80名</u>	<u>160名</u>
定 員	入学定員	収容定員																							
学 科																									
幼児教育保育科	<u>0名</u>	<u>0名</u>																							
計	<u>0名</u>	<u>0名</u>																							
定 員	入学定員	収容定員																							
学 科																									
幼児教育保育科	<u>80名</u>	<u>160名</u>																							
計	<u>80名</u>	<u>160名</u>																							
(省略)	(省略)																								
(付則省略)	(付則省略)																								
付 則	<u>(新規)</u>																								
67 <u>この学則は、2017年10月20日に一部改正し、2019年4月1日から施行する。幼児教育保育科は、2019年度から学生募集を停止する。ただし、幼児教育保育科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、2019年4月1日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。</u>																									

第1章 総則

(目的)

第1条 大谷大学短期大学部(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法による短期大学として、仏教の精神に基づき、職業に必要な専門教育を施し、教養ある有能な社会人を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、前条の目的及び使命の達成並びにその教育研究水準の向上に資するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検・評価を行う組織・項目など、実施に必要な体制については別に定める。

(併置)

第3条 本学は、大谷大学に併置する。

第2章 学科・学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学に次の学科を置く。

幼児教育保育科

2 学科の人物の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 幼児教育保育科は、仏教の精神に立って、一人一人の人間を尊重し、あらゆることに意味を見出して、育つものと育てるものとが共に生き共に育つことを基本として、幼児教育・保育に携わることのできる人物の育成をめざす。

3 学科の収容定員は、次のとおりとする。

学科\定員	入学定員	収容定員
幼児教育保育科	0名	0名
計	0名	0名

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、第34条第1項又は第35条第1項の規定により入学した学生は、第34条第2項又は第35条第2項により定められた修業年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。なお、再入学者又は復籍者は、過去に在籍していた在学年数を含めるものとする。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年・学期)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学長は、前項の学期を変更することができる。

(授業期間)

第7条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第8条 本学における休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 開学記念日 10月13日
 - (4) 春期休業 3月20日から3月31日まで
 - (5) 夏期休業 8月1日から9月10日まで
 - (6) 冬期休業 12月27日から翌年1月7日まで
- 2 学長は、前項第1号から第3号までに定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。
- 3 学長は、第1項の休業日を変更することができる。

第4章 教育課程

(開設授業科目及びその単位数)

第9条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成することを考慮し、その内容により、共通科目、学科科目及び自由科目とに分ける。

2 前項の授業科目及び単位数は、別表Ⅰ-1のとおりとする。

第10条 前条に定めるもののほか、教育職員免許状を取得する者のために、「教職に関する科目」、「本学が特に必要とする科目」及び「教職に関する特例科目」を置く。

2 授業科目と単位数は、別表Ⅰ-2のとおりとする。

第11条 第9条に定めるもののほか、博物館学芸員の職に就こうとする者のために「博物館学に関する専門科目」を置く。

- (1) 授業科目と単位数は、別表Ⅰ-2のとおりとする。
- (2) その他博物館学芸員に関する必要事項は、別に定める。

第11条の2 削除

第11条の3 真宗大谷派教師の資格を取得する者のために、「真宗大谷派教師資格に関する科目」を置く。

- (1) 授業科目と単位数は、別表Ⅰ-2のとおりとする。
- (2) その他真宗大谷派教師資格に関する必要事項は、別に定める。

第12条 第9条に定めるもののほか、図書館司書の資格を取得する者のために「図書館学に関する専門科目」を置く。

- 2 授業科目と単位数は、別表Ⅰ-2のとおりとする。
- 3 その他図書館司書資格取得に関する必要事項は、別に定める。

第13条 保育士資格を取得する者のために、「保育士資格に関する科目」及び「保育士資格に関する特例科目」を置く。

2 授業科目と単位数は、別表Ⅰ-2のとおりとする。

第5章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業

(履修の方法)

第14条 第9条に定める授業科目は、2カ年に分けて履修させるものとする。

(履修すべき科目の登録)

第15条 学生は、当該年度において履修すべき授業科目を定められた時期に登録しなければならない。登録は聴講登録及び受験登録とする。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することができない。

(単位)

第16条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義、演習については、15時間から30時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 外国語、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業研究については、その制作に必要な学修等の成果を評価し、4単位とする。

(授業の方法)

第16条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位修得の認定)

第17条 本学は、授業科目を履修し、授業に3分の2以上出席した者には認定の上、所定の単位を与える。

2 単位修得の認定は試験その他によるものとし、その方法は各授業科目担当者がこれを定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、転入学・再入学の場合を除き、本学において修得した単位を含めて15単位を超えないものとする。
- 3 転入学の場合の入学前に修得した単位の認定は、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 4 再入学の場合の退学前に修得した単位の認定は、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 5 再入学者が、退学から再入学までの期間中に短期大学又は大学において修得した単位がある場合は、前項で認定された単位を除き、本学において修得した単位を含めて15単位を超えない範囲で単位認定することができる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第17条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、前条の単位数と合わせて15単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 再入学の場合は、本学を退学後、再入学までの期間中に短期大学又は大学において修得した単位の認定が15単位に満たない者についてのみ、前項の規定を適用する。ただし、前条第4項で認定された単位は除くものとする。

(外国の短期大学又は大学における単位の修得)

第17条の4 外国の短期大学又は大学で単位を修得した場合は、第17条の2及び前条の規定を準用する。この場合修得したものとみなすことができる単位数は、第17条の2及び前条の単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(試験等の時期)

第18条 試験等の時期は、原則として学期末とするが、学長が特に必要と認めた場合は、試験の時期を変更することができる。なお、各授業科目の担当者が必要と認めたときは臨時にこれを行うことができる。

(受験資格)

第19条 当該授業科目の履修について、定められた時期に登録していない者は、試験を受けることができない。
2 前項のほか、懲戒のため全部又は一部の学習をしない授業科目の試験は、原則として受けることができない。

(追試験)

第20条 疾病等正当な事由によって受験できなかった者については、願い出の後、短期大学部長が認めた限度内において追試験を行うことができる。
2 追試験に関する必要事項は、別に定める。

(学習の評価)

第21条 授業科目の成績は、次のとおりとし、S、A、B、Cを合格とする。

S……(100点～90点)

A……(89点～80点)

B……(79点～70点)

C……(69点～60点)

F……(59点～0点)

K……(棄権・放棄により評価できないもの)

(卒業の要件)

第22条 短期大学部を卒業するためには、学生は2年以上在学し、次の基準及び卒業単位一覧表に基づいて、62単位以上を履修しなければならない。詳細は、「大谷大学短期大学部履修規程」に定める。

(1) 共通科目

教育目標を達成するための根幹をなす科目を共通科目として開講し、仏教思想に基づき人間に対する深い眼差しを培う「仏教と人間」、高校までの学びから大学の学びへの転換と専門への接続をはかる「大学導入」、及びグローバル化時代における共通言語である英語に触れることを通して、文化の多様性と深みを体験する「外国語」を置く。

ア 総合科目

「仏教と人間Ⅰ」 2単位

イ 大学導入科目

「学びの発見」2単位

ウ 外国語

「英語Ⅰ」2単位

(2) 学科科目

教育・保育の活動現場で、総合的に能力を駆使して諸問題に取り組むことのできる人物を育成するための科目を学科科目として開講し、教育・保育に関わる基本的知識を身につける講義、さらに発展的に専門技術・技能を習得する演習・実技を置き、これらの学びをふまえて卒業研究の作成を目指す。

ア 学科科目 計50単位

必修科目 46単位

選択科目 4単位

(3) 自由科目

自由科目は、自由科目又は学科科目中より幅広い分野にわたり、6単位以上を履修しなければならない。

(1) 共通科目

総合科目として「仏教と人間Ⅰ」2単位、大学導入科目として「学びの発見」2単位、外国語として「英語」2単位以内、合計4単位又は6単位を履修しなければならない。

(2) 学科科目

学科科目は、仏教科56単位又は52単位、幼児教育保育科50単位を履修しなければならない。

(3) 自由科目

自由科目は、自由科目又は学科科目中より幅広い分野にわたり、仏教科2単位以上又は4単位以上、幼児教育保育科6単位以上を履修しなければならない。

卒業単位一覧表

科目群\学科		幼児教育保育科
共通科目	総合科目	2
	大学導入	2
	外国語	2
	小計	6
学科科目	必修科目	46
	選択科目	4
	小計	50
自由科目		6
合計		62

(資格の取得)

第23条 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業要件を充足し、かつ、教育職員免許状及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 本学の各学科において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学科	種類	基礎資格
幼児教育保育科	幼稚園教諭2種	短期大学士の学位を有すること

3 その他教育職員免許状取得に関する必要事項は、別に定める。

第24条 本学において学芸員となる資格を得ようとする者は、第22条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、博物館法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

第25条 削除

第26条 本学において図書館司書の資格を得ようとする者は、第22条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、図書館法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

第27条 本学において保育士の資格を得ようとする者は、第22条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に定める教科科目及び単位を修得しなければならない。

第27条の2 本学において真宗大谷派教師の資格を得ようとする者は、第22条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、所定の科目及び単位を修得しなければならない。

(課程修了の認定及び卒業)

第28条 本学に2年(第34条第1項及び第35条第1項の規定により入学した者については、第34条第2項及び第35条第2項に定められた修業年数)以上在学し、第22条に定める所定の単位を修得した者については、教授会で審議し、その意見を十分考慮したうえで、学長が卒業を認定する。

(学位)

第29条 本学は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・短期大学士の学位を授与する。

第6章 入学

(入学の時期)

第30条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第31条 本学の第1学年に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規程により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

(入学の出願)

第32条 本学に入学を志願する者は、所定の書類に別表Ⅱに定める入学検定料を添えて出願しなければならない。
2 出願の時期、方法、同時に提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第33条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(再入学)

第34条 願いにより本学を退学した者が、退学後5年以内に再び本学へ入学を希望するときは、欠員のある場合に限り選考を行うことができる。

- 2 前項の規定による選考に合格した者の本学における修業年数は、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 再入学の場合の入学検定料は、別表Ⅱに定める。
- 4 再入学について必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第35条 他の大学等から転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考を行うことができる。

- 2 前項により入学の許可を受けた者の本学における修業年数は、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 転入学の場合の入学検定料は、別表Ⅱに定める。
- 4 転入学について必要な事項は、別に定める。

(入学志願者の合否の決定)

第35条の2 学長は、前3条の選考の結果について教授会で審議し、その意見を十分考慮したうえで、入学志願者の合否を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第36条 第33条、第34条及び第35条の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書、保証人の保証書及びその他必要な書類を提出するとともに、別に定められた学費等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第37条 保証人は、学生の在学中における、所定の納付金を遅滞なく納入することを含む一切の責任を負う者とする。

2 保証人の転居、改印、死亡等のことがあった場合には、その旨を届け出なければならない。ただし、保証人の死亡その他の事由によって、保証人の変更を必要とする場合は、改めて保証書を提出しなければならない。

第7章 休学、復学、留学、転学、退学、除籍及び復籍

(休学)

第38条 疾病、事故その他特別の理由により、2カ月以上修学することができない者は、その事由を具して保証人連署の上、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病等のため、修学することが適当でないと認められる者については、学長はこの者に対して休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第39条 休学期間は、1学期又は1年とする。ただし、引きつづき休学を要するときは、特別の事由がある場合に限り、更に1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 引きつづき休学を要する場合は、その1カ月前までに改めて休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。
- 3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学期間は、第5条第1項及び第2項の在学期間には算入しない。

(休学中の科目履修)

第40条 学生は、休学のため全部又は一部の学習をしない授業科目の試験を受けることはできない。

(復学)

第41条 休学者が復学しようとするときは、復学しようとする学期の1カ月前までに所定の様式により復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、前期又は後期の始めとする。

(留学)

第41条の2 学長が教育上有益と認めたときは、外国の短期大学又は大学に留学を許可することができる。

2 留学に関する取扱いは、別に定める。

(転学)

第42条 本学の学生が他の大学へ転学を希望する場合は、事前に退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第43条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署の上、所定の様式により退学願に学生証を添えて提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 規定された納金の義務を怠った者
- (2) 第5条第2項に規定する在学年数を超えた者
- (3) 第39条第1項及び第3項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
- (4) 長期間に亘り行方不明の者
- (5) 死亡した者

(復籍)

第45条 前条第1号により除籍された者は、除籍後3年以内に限り、学長の許可を得て復籍することができる。

2 復籍について必要な事項は、別に定める。

第8章 学費及びその他の費用

(学費)

第46条 学生は学費を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学費とは入学金、授業料及び施設費をいい、その額は別表Ⅱに定める。

(その他の費用)

第47条 前条第2項に定めるほか、実験実習費その他教育に必要な費用を徴収することがある。

(納入期日)

第48条 学費は、毎年前期及び後期の2回に分け、次の期日までに納入しなければならない。

- (1) 前期分 4月20日まで
- (2) 後期分 9月30日まで

(延納)

第49条 経済的理由により修学が困難な学生は、学費の全額又は一部を延納することができる。延納を希望する者は、次に定める期日までにその事情を詳記し、保証人連署捺印の上、延納許可願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- (1) 前期分 4月20日まで
- (2) 後期分 9月30日まで

第50条 延納の許可を得た者は、次のいずれかの方法により納入しなければならない。

- (1) 2回分納(2回に均等分割納入)
- (2) 一括納入

第51条 延納の許可を得た者の最終納入期日は、次のとおりとする。

- (1) 2回分納
 - 前期分 第1回納入 6月15日まで
第2回納入 7月31日まで
 - 後期分 第1回納入 11月30日まで
第2回納入 1月31日まで
- (2) 一括納入
 - 前期分 7月31日まで
 - 後期分 1月31日まで

(学年の途中で卒業する場合の学費)

第52条 前期(9月30日付)をもって卒業する見込みの者は、前期分の学費を所定の期日までに納入しなければならない。

い。

(退学の場合の学費)

第53条 学期の途中で退学する者の当該学期分の学費は、納入しなければならない。

(懲戒処分を受けた場合の学費)

第54条 停学期間中の学費は、納入しなければならない。

(学費の減免)

第54条の2 修業年限を超えて在学する者で、卒業に必要な単位が8単位以内の不足者は、授業料の5割を減額する。

第55条 休学を許可され、又は命ぜられた者についての当該期間中の学費(入学金を除く。)は、全額を免除する。ただし、別表Ⅱに定める在籍料を納入しなければならない。

第56条 再入学者の学費は、入学金に限り、5割を減額する。

第57条 学生の保証人が天災又はこれに準ずる非常災害を受けた場合は、その実情を調査の上、学長は該当者の学費(入学金を除く。)を、免除又は減額することがある。

(学費等の不還付)

第58条 既納の検定料、学費等は理由のいかんにかかわらず還付しない。ただし、授業料については別に定める。

第9章 職員組織

(教職員)

第59条 本学に次の教職員を置く。ただし、学長は大谷大学長の兼任とする。

- (1) 学長
- (2) 教育職員(教授、准教授、講師、助教)
- (3) 事務職員(幹事、書記、書記補)
- (4) その他必要な教職員

(教職員の職務)

第60条 教職員の職務は、学校教育法に定めるところによる。

第10章 教授会

(教授会)

第61条 本学に教授会を置く。

2 教授会の運営に関する必要事項については、別に定める。

第62条 削除

第63条 削除

第64条 削除

第65条 削除

第66条 削除

第11章 賞罰

(表彰)

第67条 学生として他の模範となる者に対しては、教授会の議を経て、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第68条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為を為した者は、補導会議の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 補導会議については、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第69条 学生並びに社会人の教養を高め、文化の向上に資するため本学に公開講座を開設することができる。

第13章 研究室、図書館、博物館及び体育館

(研究室、図書館、博物館及び体育館)

第70条 本学に研究室、図書館、博物館及び体育館を置く。

- 2 研究室、図書館、博物館及び体育館に関する規程は別に定める。

第14章 学寮

(学寮)

第71条 本学に学寮を置き、学生の教育と厚生に資する。

- 2 学寮の規程は別に定める。

第15章 厚生施設

(厚生施設)

第72条 本学に厚生補導のための施設として、医務室、学生相談室、食堂等を置く。

- 2 前項の運営に関し、必要な事項があるときは別に定める。

第16章 科目等履修生及び聴講生

(科目等履修生)

第73条 本学において特定の授業科目の履修及び単位の修得を希望する者がいるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

- 2 科目等履修生には、本学則第17条及び第21条の規定を準用して、履修した授業科目の単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生の選考料、登録料及び履修料は、別表Ⅱに定める。
- 4 その他科目等履修生に関する必要事項は、別にこれを定める。

(聴講生)

第74条 本学において特定の授業科目の聴講を希望する者がいるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考の上、聴講生としてこれを許可することができる。

- 2 聴講生の選考料、登録料及び聴講料は、別表Ⅱに定める。
- 3 その他聴講生に関する必要事項は、別にこれを定める。

付 則

- 1 この学則は、1950年3月14日から施行する。
- 2 この学則は、1953年4月7日から施行する。
- 3 この学則は、1963年4月1日から施行する。
- 4 この学則は、1966年4月1日から施行する。
- 5 この学則は、1967年4月1日から施行する。
- 6 この学則は、1971年4月1日から施行する。
- 7 この学則は、1972年4月1日から施行する。
- 8 この学則は、1973年4月1日から施行する。
- 9 この学則は、1975年4月1日から施行する。
- 10 この学則は、1976年4月1日から施行する。
- 11 この学則は、1978年4月1日から施行する。
- 12 この学則は、1980年4月1日から施行する。
- 13 この学則は、1980年7月10日から施行する。
- 14 この学則は、1981年4月1日から施行する。
- 15 この学則は、1982年4月1日から施行する。
- 16 この学則は、1982年10月1日から施行する。
- 17 この学則は、1983年4月1日から施行する。
- 18 この学則は、1984年4月1日から施行する。
- 19 この学則は、1985年4月1日から施行する。
- 20 この学則は、1986年4月1日から施行する。
- 21 この学則は、1986年6月1日から施行する。
- 22 この学則は、1987年4月1日から施行する。
- 23 この学則は、1988年4月1日から施行する。
- 24 この学則は、1989年4月1日から施行する。
- 25 この学則は、1990年4月1日から施行する。
- 26 この学則は、1991年4月1日から施行する。

第4条に規定する学生定員は、2000年度までの間は、次のとおりとする。

学科\年度	1991年度		1992年度～1999年度		2000年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
仏教科	180人	300人	180人	360人	120人	300人
国文科	200人	320人	200人	400人	120人	320人
幼児教育科	70人	140人	70人	140人	70人	140人

- 27 この学則は、1992年4月1日から施行する。

第4条に規定する学生定員は、2000年度までの間は、次のとおりとする。

学科\年度	1992年度		1993年度～1999年度		2000年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
仏教科	80人	260人	80人	160人	50人	130人
文化学科	300人	500人	300人	600人	190人	490人
幼児教育科	70人	140人	70人	140人	70人	140人

- 28 この学則は、1993年4月1日から施行する。
ただし、第9条、第16条及び第22条については、1993年度入学生から適用する。
- 29 この学則は、1994年4月1日から施行する。
ただし、第17条の2及び第17条の3については、1993年度入学生から適用する。
- 30 この学則は、1995年4月1日から施行する。
ただし、第22条については、1995年度入学生から適用する。
- 31 この学則は、1995年5月23日から施行する。(別表Ⅱ・入学検定料)
ただし、別表Ⅱ中授業料については、1996年4月1日から施行する。
- 32 この学則は、1996年4月1日から施行する。
- 33 この学則は、1997年4月1日から施行する。
ただし、第22条については、1997年度入学生から適用する。
- 34 この学則は、1998年4月1日から施行する。
- 35 この学則は、1999年4月1日から施行する。
- 36 この学則は、2000年4月1日から施行する。
第4条に規定する学生定員は、2004年度までの間は、次のとおりとする。

年度\学科	仏教科		文化学科		幼児教育科	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
2000年度	50人	130人	156人	456人	70人	140人
2001年度	50人	100人	142人	298人	70人	140人
2002年度	50人	100人	128人	270人	70人	140人
2003年度	50人	100人	114人	242人	70人	140人
2004年度	50人	100人	100人	214人	70人	140人

- 37 この学則は、2001年4月1日から施行する。
- 38 この学則は、2002年4月1日から施行する。
ただし、第9条第2項に定める別表Ⅰ—1、2、(3)「幼児教育科」、第13条第2項に定める別表Ⅰ—2、5「保育士資格に関する科目」、第22条第2号、第3号及び「卒業単位一覧表」については、2002年度入学生から適用し、2002年3月31日現在在籍中の学生については、従前の規定を適用する。
また、第59条については、2002年6月1日から施行する。
- 39 この学則は、2003年4月1日から施行する。
- 40 この学則は、2004年4月1日から施行する。
- 41 この学則は、2004年12月6日に一部改正し、2005年4月1日から施行する。
- 42 この学則は、2005年3月17日に一部改正し、2005年4月1日から施行する。
ただし、第11条の2、第22条、第25条は2005年度入学生から適用する。
- 43 この学則は、2005年3月17日に一部改正し、2006年4月1日から施行する。
- 44 この学則は、2005年9月21日に一部改正し、2005年10月1日から施行する。
- 45 この学則は、2006年3月23日に一部改正し、2006年4月1日から施行する。
- 46 この学則は、2006年12月7日に一部改正し、2007年4月1日から施行する。
- 47 この学則は、2007年3月23日に一部改正し、2007年4月1日から施行する。
- 48 この学則は、2007年3月23日に一部改正し、2008年4月1日から施行する。ただし、第4条については、2008年度入学生から適用する。
- 49 この学則は、2008年3月27日に一部改正し、2008年4月1日から施行する。
- 50 この学則は、2008年3月27日に一部改正し、2009年4月1日から施行する。ただし、文化学科は、第4条の規定にかかわらず、2009年3月31日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 51 この学則は、2008年10月20日に一部改正し、2009年4月1日から施行する。
- 52 この学則は、2009年3月25日に一部改正し、2009年4月1日から施行する。ただし、第22条、別表Ⅰ—1(第9条関係)2 学科科目(1)仏教科及び別表Ⅰ—2(第10条・第11条・第12条・第13条関係)5 真宗大谷派教師資格に関する

る科目については、2009年度入学生から適用する。

- 53 この学則は、2009年5月25日に一部改正し、2010年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項に定める別表Ⅰ—1、2、(2)「幼児教育保育科」、第10条第2項に定める別表Ⅰ—2、1『「教職に関する科目」及び「本学が特に必要とする科目」』、第13条第2項に定める別表Ⅰ—2、4「保育士資格に関する科目」については、2010年度入学生から適用する。
- 54 この学則は、2010年3月25日に一部改正し、2010年4月1日から施行する。
- 55 この学則は、2010年7月15日に一部改正し、2011年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項に定める別表Ⅰ—1、2、(2)「幼児教育保育科」及び第13条第2項に定める別表Ⅰ—2、4「保育士資格に関する科目」については、2011年度入学生から適用する。
- 56 この学則は、2011年3月15日に一部改正し、2011年4月1日から施行する。
- 57 2009年4月から学生募集停止としていた文化学科については、2011年4月1日以降在籍する者がいないため、2011年3月31日付で廃止とする。
- 58 この学則は、2011年10月12日に一部改正し、2012年4月1日から施行する。ただし、別表Ⅰ—2(第10条・第11条・第12条・第13条関係)2博物館学に関する専門科目及び3図書館学に関する専門科目については、2012年度入学生から適用する。
- 59 この学則は、2012年3月27日に一部改正し、2012年4月1日から施行する。
- 60 この学則は、2012年3月27日に一部改正し、2013年4月1日から施行する。
- 61 この学則は、2012年12月18日に一部改正し、2013年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項に定める別表Ⅰ—2、1「教職に関する科目」及び「本学が特に必要とする科目」、第13条第2項に定める別表Ⅰ—2、4「保育士資格に関する科目」については、2013年度入学生から適用する。
- 62 この学則は、2013年3月25日に一部改正し、2013年4月1日から施行する。ただし、別表Ⅰ—1(第9条関係)2学科科目及び別表Ⅰ—2(第10条・第11条・第12条・第13条関係)5真宗大谷派教師資格に関する科目については、2013年度入学生から適用する。
- 63 この学則は、2014年3月24日に一部改正し、2014年4月1日から施行する。
- 64 この学則は、2015年3月24日に一部改正し、2015年4月1日から施行する。
- 65 この学則は、2016年3月24日に一部改正し、2016年4月1日から施行する。
- 66 この学則は、2017年3月22日に一部改正し、2018年4月1日から施行する。ただし、第4条、第22条、別表Ⅰ—1(第9条関係)及び別表Ⅱについては、2018年度入学生から適用する。仏教科は、2018年度から学生募集を停止する。仏教科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、2018年3月31日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 67 この学則は、2017年10月20日に一部改正し、2019年4月1日から施行する。幼児教育保育科は、2019年度から学生募集を停止する。ただし、幼児教育保育科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、2019年4月1日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

別表Ⅰ—1(第9条関係)

1 共通科目

科目名	単位	備考
仏教と人間Ⅰ	2	
学びの発見	2	
英語	1	

2 学科科目

幼児教育保育科

科目名	単位	備考
音楽理論	2	
音楽Ⅰ	1	
音楽Ⅱ	1	
音楽Ⅲ	1	

音楽Ⅳ	1	
図画工作Ⅰ	1	
図画工作Ⅱ	1	
児童文化	2	
言語表現	2	
体育Ⅰ	1	
体育Ⅱ	1	
保育者論	2	
教育原論	2	
児童心理学	2	
幼児教育・保育課程論	2	
保育内容・健康	2	
保育内容・人間関係	2	
保育内容・環境	2	
保育内容・言葉	2	
保育内容・総合表現	2	
保育・教職実践演習(幼)	2	
仏教保育演習	2	
児童家庭福祉	2	
保育原理Ⅰ	2	
国語	2	
算数	2	
音楽Ⅴ	1	
音楽Ⅵ	1	
図画工作Ⅲ	1	
図画工作Ⅳ	1	
野外活動	1	
情報リテラシー1	2	
情報リテラシー2	2	
体育実技1	1	
体育実技2	1	
体育実技3	1	
体育実技4	1	
卒業研究	4	

3 自由科目

I群(教養的科目)

科目名	単位	備考
仏教と人間Ⅱ	2	
古都の歴史と文化	2	
親鸞に学ぶ	2	
ブッダに学ぶ	2	
子どもの文学	2	
日本国憲法1	2	
日本国憲法2	2	
教育学	2	
心理学1	2	

心理学2	2	
生命のしくみと多様性	2	
自然と生物の科学	2	
地球科学1	2	
地球科学2	2	
インターンシップ1大学コンソ京都	2	
インターンシップ2大谷大学	2	
キャリアデザイン概論1	2	
キャリアデザイン概論2	2	
キャリアデザイン実践1	2	
キャリアデザイン実践2	2	

II群(専門的関連科目)

科目名	単位	備考
部落差別と大谷派教団1	2	
部落差別と大谷派教団2	2	
部落差別と浄土真宗1	2	
部落差別と浄土真宗2	2	
部落史論1	2	
部落史論2	2	
反カースト運動論	2	
アイヌ民族と共に	2	
障害者・病者と共に生きる	2	
アジア侵略と宗教	2	
ジェンダー論	2	
非戦の系譜	2	
社会福祉概論	2	
人と宗教	2	
考古学1	2	
考古学2	2	
古文書演習1	2	
古文書演習2	2	
歌唱法1	1	
歌唱法2	1	

III群(語学科目)

科目名	単位	備考
英語1	1	
英語2	1	
英語会話 I	1	
英語読解(初級)1	1	
英語読解(初級)2	1	
英文法(初級)1	1	
英文法(初級)2	1	
ドイツ語 I	1	
ドイツ語読解(初級)1	1	
ドイツ語読解(初級)2	1	

ドイツ語会話(初級)1	1	
ドイツ語会話(初級)2	1	
フランス語 I	1	
フランス語読解(初級)1	1	
フランス語読解(初級)2	1	
フランス語会話(初級)1	1	
フランス語会話(初級)2	1	
中国語 I	1	
中国語会話(初級)1	1	
中国語会話(初級)2	1	

IV群(情報処理科目)

科目名	単位	備考
ワード・プロセッシング入門	2	
ワード・プロセッシング応用	2	
PC利用による表計算入門	2	
PC利用による表計算応用	2	

V群(スポーツ科目)

科目名	単位	備考
運動文化と人間	2	
生活習慣とスポーツ・健康	2	
スポーツ研究1	1	
スポーツ研究2	1	

VI群(国際交流科目)

科目名	単位	備考
インドの宗教と文化	2	
中国の宗教と文化	2	
ヨーロッパの宗教と文化(ドイツ)	2	
ヨーロッパの宗教と文化(フランス)	2	
中国文化事情・実践中国語1	4	
中国文化事情・実践中国語2	4	
韓国文化研究・実践韓国語	4	
イギリス文化研究・実践英語	4	
カナダ文化研究・実践英語	4	

別表 I—2(第10条・第11条・第12条・第13条関係)

1—1 「教職に関する科目」及び「本学が特に必要とする科目」

授業科目\免許状の種 類単位数	最低修得単位数		備考
	幼稚園教諭2種		
	必修	選択	
教職に関する科目			
保育者論	2		
教育原論	2		
児童心理学	2		

教育心理学	2			
教育制度論	2			
幼児教育・保育課程論	2			
保育内容・健康	2			
保育内容・人間関係	2			
保育内容・環境	2			
保育内容・言葉	2			
保育内容・総合表現	2			
教育方法論	2			
保育臨床相談	2			
教育実習(事前・事後指導を含む)	5			
保育・教職実践演習(幼)	2			
本学が特に必要とする科目				
部落史論1	2			いずれか2単位必修
部落史論2	2			
反カースト運動論	2			
アイヌ民族と共に	2			
障害者・病者と共に生きる	2			
アジア侵略と宗教	2			
ジェンダー論	2			
非戦の系譜	2			

1-2 教職に関する特例科目

授業科目	単位	備考
保育者論	2	
教育制度論	2	
幼児教育・保育課程論	1	
保育内容指導法	2	
保育臨床相談	1	

2 博物館学に関する専門科目

区分	授業科目	単位数	備考
必修科目	生涯学習概論	2	
	博物館概論	2	
	博物館資料論	2	
	文化財保存科学論	2	
	博物館経営論	2	
	博物館情報・メディア論	2	
	博物館教育論	2	
	博物館展示論	2	
	博物館実習	3	
	展示実習	2	
	古文書解説法	4	

選択科目	A群	文化史	2	選択科目については、A群から2～4単位、B群から2単位、計4～6単位以上履修しなければならない。
		文化人類学	2	
	B群	仏教美術鑑賞	2	
		考古学	2	
		伝承文化史	2	
	古文書演習	2		

3-1 図書館学に関する専門科目

区分	授業科目	単位数
必修科目	生涯学習概論	2
	図書館概論	2
	図書館制度・経営論	2
	図書館情報技術論	2
	図書館サービス概論	2
	情報サービス論	2
	児童サービス論	2
	情報サービス演習Ⅰ	1
	情報サービス演習Ⅱ	1
	図書館情報資源概論	2
	情報資源組織論	2
	情報資源組織演習Ⅰ	1
	情報資源組織演習Ⅱ	1
	選択科目	図書館基礎特論
図書館サービス特論		1
図書館情報資源特論		1
図書・図書館史		1
図書館施設論		1
図書館総合演習		1
図書館実習		1

3-2 図書館学課程に関する推奨科目

授業科目	単位	備考
文書情報管理論	2	
ファイリング論	2	

4-1 保育士資格に関する科目

区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
教養科目	仏教と人間Ⅰ	2		
	情報リテラシー1		2	いずれか2単位必修
	情報リテラシー2		2	
	日本国憲法1		2	いずれか2単位必修
	日本国憲法2		2	

	英語	1		2単位必修
	運動文化と人間		2	いずれか2単位必修
	生活習慣とスポーツ・健康		2	
	体育実技1		1	いずれか1単位必修
	体育実技2		1	
	体育実技3		1	
	体育実技4		1	
必修科目	保育原理Ⅰ	2		
	教育原論	2		
	児童家庭福祉	2		
	社会福祉	2		
	相談援助	2		
	社会的養護	2		
	保育者論	2		
	児童心理学	2		
	教育心理学	2		
	子どもの保健Ⅰ	2		4単位必修
	子どもの保健Ⅱ	1		
	子どもの食と栄養	2		
	家庭支援論	2		
	幼児教育・保育課程論	2		
	保育内容総論	2		
	保育内容・健康	2		
	保育内容・人間関係	2		
	保育内容・環境	2		
	保育内容・言葉	2		
	保育内容・総合表現	2		
	乳児保育	2		
	障害児保育	2		
	社会的養護内容	2		
	保育相談支援	2		
	音楽Ⅰ	1		
	音楽Ⅱ	1		
	図画工作Ⅰ	1		
	図画工作Ⅱ	1		
	体育Ⅰ	1		
	体育Ⅱ	1		
	言語表現	2		
	保育実習Ⅰ	4		保育所、施設において各10日以上、80時間の実習を行う。
	保育実習指導Ⅰ	2		

	保育・教職実践演習 (幼)	2		
選択必修科目				
	保育原理Ⅱ		2	6単位以上必修
	乳幼児心理学		2	
	青年心理学		2	
	保育臨床相談		2	
	児童文化		2	
	音楽Ⅲ		1	
	音楽Ⅳ		1	
	音楽Ⅴ		1	
	音楽Ⅵ		1	
	図画工作Ⅲ		1	
	図画工作Ⅳ		1	
	保育実習Ⅱ		2	いずれか2単位必修 (保育所、施設いづれかにおいて10日以上、80時間の実習を行う。)
	保育実習Ⅲ		2	
	保育実習指導Ⅱ		2	いずれか2単位必修
	保育実習指導Ⅲ		2	
	部落史論1		2	いずれか2単位必修
部落史論2		2		
反カースト運動論		2		
アイヌ民族と共に		2		
障害者・病者と共に生きる		2		
アジア侵略と宗教		2		
ジェンダー論		2		
非戦の系譜		2		

4-2 保育士資格に関する特例科目

授業科目	単位	備考
福祉と養護	2	
相談支援	2	
保健と食と栄養	2	
乳児保育	2	

5 真宗大谷派教師資格に関する科目

区分	授業科目	所要単位数	備考
----	------	-------	----

A群必修科目		真宗概説	4	すべての科目について、各科目の所要単位数以上履修すること。	
		浄土三経	4		
		七祖概説	4		
		仏教概説	4		
		教行信証	4		
		差別問題	4		
		声明作法	4		
		仏教音楽	2		
		教化学	4		
		宗教法規	2		
		教師演習	2		科目等履修生に限る
	B群選択必修科目	第I部門	真宗学	8	
			4		
真宗史					
仏教学					
インド仏教史					
中国仏教史					
日本仏教史					
第II部門		哲学		4	
		倫理学概論			
		宗教学概論			
		キリスト教概説			
		新宗教概説			
		青少年心理学			
		寺院経済史			

別表Ⅱ(第32条・第34条・第35条・第46条・第55条・第73条・第74条関係)

入学検定料及び学費等一覧表

種別	仏教科	幼児教育保育科	科目等履修生	聴講生	備考
入学検定料	35,000 (10,000)	35,000 (10,000)	—	—	受験時のみ ()内は「大学入試センター試験利用入試」の受験者
入学金	200,000	200,000	—	—	入学時のみ
授業料	795,000	795,000	—	—	年額
施設費	200,000	220,000	—	—	年額
選考料	—	—	10,000	10,000	出願時のみ
登録料	—	—	10,000	10,000	登録時のみ
履修料	—	—	15,000	—	1単位
	—	—	498,000	—	コース履修 (初年度納入)
聴講料	—	—	—	30,000	年額(週2時間)

	—	—	—	15,000	半年(週2時間)
在籍料	120,000	120,000	—	—	年額

注

- 1 転入学者、再入学者の入学検定料は、上記に準ずる。
- 2 2年次以降の授業料は、毎年度、前年度の授業料の額に、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改訂率と、教育研究条件改善率(5%の範囲内)とを合算して得た指数を乗じた額を、前年度の授業料に加算した額(千円未満切り捨て)とする。
- 3 その他の費用については、別に定める。